

令和7年度 町単 軽井沢町小中学校等英語指導助手派遣業務委託
(長期継続契約)に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 事業の概要

(1) 委託業務の名称

令和7年度 町単 軽井沢町小中学校等英語指導助手派遣業務委託
(長期継続契約)

(2) 内容・目的

軽井沢町教育委員会では、町内の小中学校に外国語指導助手（ALT）を配置することで、英語のネイティブスピーカーが英語指導を行っているが、英語指導業務の一部を優れた民間事業者へ委託することにより、より効率的かつ効果的な運用を図り、英語指導を一層充実させることを目的とする。加えて、小学校に早期イマージョン教育を実施することができる講師を配置することで、外国語に早くから慣れ親しみ、抵抗感なくコミュニケーションを図れる環境の整備を図る。

契約形態は現場から直接ALTに指揮命令ができ、円滑なコミュニケーションに基づく授業を可能とする派遣業務委託とする。

委託内容の詳細については、別添「令和7年度 町単 軽井沢町小中学校等英語指導助手派遣業務委託に関する業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）を参考とすること。

なお、仕様書における委託内容は現時点での予定であるため、今後、打ち合わせや、事業内容の検討により変更する可能性がある。契約後の変更については、その都度協議対応とする。

(3) 委託契約期間及び実施期間

契約期間：契約締結の翌日から令和10年3月31日まで

実施期間：令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

2. 予算額（提案限度価格）

110,400千円（3ヵ年合計及び消費税及び地方消費税込みの額）以内とする。

ただし、この金額は、契約時の予定価格ではなく、「仕様書」に示す業務に要する費用の規模を示すものである。また、令和7年3月議会において、令和7年度当初予算に変更が生じた場合は、この限りではない。

3. 実施形式

本事業の委託契約者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件をすべて満たしていること。

- (1) プロポーザル方式等により契約しようとする業務（以下「当該業務という」）における当町の入札参加資格を有していること。
- (2) 募集開始日（公告日）に軽井沢町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要項等による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税等（すべての税）の滞納がないこと。
- (5) 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業の許可を得ていること。

5. 募集内容

(1) 募集期間

令和7年1月6日（月）（公告日）から令和7年1月29日（水）まで

(2) 通知および入手方法

実施要領等の関係書類は、下記のホームページからダウンロード可能。こども教育課窓口でも配布する。

[URL: https://www.town.karuizawa.lg.jp/www/contents/1733810297446/index.html](https://www.town.karuizawa.lg.jp/www/contents/1733810297446/index.html)

(3) 申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び軽井沢町財務規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

(4) 提出書類

- ① 参加申込書
- ② 業務受託実績書（任意様式。本案件と同様業務の実績がわかるもの）
- ③ 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可。）

(5) 提出期限

令和7年1月29日（水）午後5時必着

(6) 提出場所

軽井沢町教育委員会 こども教育課学校教育係
〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2353番地1

(7) 提出方法

郵送又は持参

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議についてはこれを認めない。

6. 審査会参加者の決定

(1) 参加申込書提出者に対し、審査会参加決定の有無を下記のとおり通知する。

- ① 通知発送日 令和7年1月31日（金）
- ② 通知文書 参加資格審査通知書

7. 質疑・回答

(1) 提出方法

実施要領、仕様書等に係る質疑は、質疑書（質疑書様式）によるものとし、郵送により提出すること。（事前に電子メールにより提出可）なお、質疑書提出後には、必ず電話により受信確認を行うこと。

(2) 提出期限

令和7年1月14日（火）午前9時から令和7年1月21日（火）午後5時まで。
（ただし、受信確認は、午前9時から午後5時まで。）

(3) 提出先

軽井沢町教育委員会 こども教育課学校教育係
〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2353番地1

(4) 回答方法

令和7年1月28日（火）までに電子メールにより回答し、原本は郵送にて送付する。

8. 企画提案書

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。原則として、企画提案書は1者1提案とする。また、企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書表紙（任意様式）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 見積書及び内訳書（任意様式）

(2) 企画提案書記載項目

次の事項については必ず記載すること。

- ① 外国語指導講師の採用体制及び令和7年4月からの本業務に要する外国語指導講師を確保できる根拠
- ② 外国語指導業務の受託実績
- ③ 外国語指導講師の研修体制、管理体制及び危機管理体制
- ④ 外国語指導講師の効果的な活用についての提案
- ⑤ 小学校における早期イマージョンの実施に関する提案
- ⑥ 生徒の英語コミュニケーション力を測定し、効果を検証する方法についての提案

- ⑦ 経費の概算見積額
- ⑧ その他企画提案者が必要と認める資料

(3) 作成にあたっての留意事項

- ① 原則、安易なA4ファイルで提出すること。
- ② 文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。
- ③ 提案書の印刷の色は、カラー、白黒を問わない。
提案書の下段余白中央にページ番号を付すること。
- ④ 提案書表紙には、タイトル「軽井沢町小中学校等英語指導助手派遣業務委託」、
提出年月日を記載し、正本には、会社名・会社印及び代表者名・代表社印を記名
押印すること。
- ⑤ 提案書の各ページには、企画提案者が分かるような社名等の特定ができる情報は記入しないこと。
- ⑥ 企画提案書の内容等について、こども教育課担当者から、必要に応じて問い合わせ
をする場合があるので、担当者の氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス等）を提案
書（正本）の表紙に明記すること。

(4) 提出期間

令和7年2月3日（月）午前9時から令和7年2月12日（水）午後5時まで

(5) 提出先

軽井沢町教育委員会 こども教育課学校教育係
〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2353番地1

(6) 提出方法

直接持参又は郵送

(7) 提出部数

正本1部
副本7部

9. 審査

(1) 審査会開催日

- ① 日 時 令和7年2月17日（月）
- ② 場 所 軽井沢町中央公民館 講義室
- ③ 集合時間 令和7年2月17日（月）午前8時45分
- ④ 集合場所 軽井沢町中央公民館 第2会議室

(2) 審査方法

審査は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容、（プレゼンテーション・ヒアリング内容）等を審査基準に基づき以下の内容について総合的に審査する。（別表参考例）

- ① 本事業実施に要する外国語指導講師が確保できるか。
 - ② 外国語指導講師の募集・採用・管理・運営・研修の一連の業務が適切に整理・提案されているか。
 - ③ 外国語指導講師の守秘義務、交替、緊急対応等、危機管理が適切になされるか。
 - ④ 委託業務として、業務の管理、運営、推進体制は適切か。
 - ⑤ 小学校におけるイマージョン教育を実施できる体制が整っているか。
 - ⑥ その他、提案内容に優れた内容が含まれているか。
- ※ プレゼンテーションの時間は20分とする。
- ※ ヒアリングの時間は10分とする。
- ※ 企画提案書の提出者が1者の場合であっても当該企画競争は成立とみなす。
- ※ パソコン使用の場合は参加者が持参し、プロジェクター、スクリーン及びマイクは当町が用意する。ただし、プロジェクターとの不具合が生じる可能性もあるため、留意すること。

(3) 審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、町が設置する「令和7年度 町単 軽井沢町小中学校等英語指導助手派遣業務委託事業者審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が行う。

(4) 契約候補者の決定

- ① 候補者の決定は、委員ごとに参加者の得点を集計し、審査委員全員の合計得点が高い順に順位を決定する。
- ② 合計得点が同点であった場合、各委員の点数による順位付けを行い、審査順位1位を最も多く付けた参加者を候補者とする。
- ③ 審査順位1位が同数だった場合は同順位2位を最も多く付けた参加者を候補者とする。
- ④ 2位以下の場合も同様に順位決定を行う。

10. 審査結果

(1) 通知方法

審査を受けた全参加者に対して、審査結果通知書及び審査結果集計表で通知する。

(2) 通知日

令和7年2月18日（火）に郵送もしくはこども教育課窓口にて配布する。

11. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 提出された提案書等は、提出後において差し替え及び追加・削除は一切認めない。
- (3) 町が追加資料の提出を求めることがある。

1 2. 情報公開

軽井沢町公式ホームページにおいて行う。

1 3. その他

(1) 失格事項

参加申込書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った参加者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ プレゼンテーション又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案限度価格）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) 提案内容の調整

契約候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、契約候補者との協議により、内容を修正・変更する場合がある。

(3) 契約の締結

選定された契約候補者との協議が整い次第、契約を締結することとする。なお、契約候補者との契約締結ができないと判断した場合は、審査点の次点者と契約締結に向けた交渉を行う。

(4) その他の留意事項

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
- ② 緊急又はやむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合、本プロポーザルに要した費用を町に請求することはできない。
- ③ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ④ 提出期限後における企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。
- ⑤ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- ⑥ 参加承諾後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面により、担当課へ届け出ること。

- ⑦ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、町が契約候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、軽井沢町公文書公開条例（平成11年輕井沢町条例第21号）に基づき公開することがある。
- ⑧ 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- ⑨ 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとする。
- ⑩ 電子メール、郵便等の通信、郵送事故については、本町はいかなる責任も負わない。

14. 日程

(1) 全体のスケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和7年1月6日（月）
② 実施要領等に関する質疑受付期間	令和7年1月14日（火）から 令和7年1月21日（火）まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和7年1月28日（火）
④ 参加申込書の提出期限	令和7年1月29日（水）
⑤ 参加申込書者の審査会参加結果の通知	令和7年1月31日（金）
⑥ 企画提案書等の受付期間	令和7年2月 3日（月）から 令和7年2月12日（水）まで
⑦ プレゼンテーション及び審査	令和7年2月17日（月）
⑧ 審査結果の通知	令和7年2月18日（火）
⑨ 業務委託契約の締結	令和7年3月中旬

15. 問い合わせ

所在地 〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2353番地1

担当 軽井沢町教育委員会 こども教育課学校教育係 柳澤 春樹

電話番号 0267-45-8672

FAX 0267-46-1152

Mail gakkoukyouiku@town.karuizawa.nagano.jp